

Title	公正なる会計慣行の正体：日本長期信用銀行事件判決を契機として
Sub Title	Investigation of the meaning of Japan GAAP
Author	宇田川, 敦史(Udagawa, Atsushi)
Publisher	慶應義塾大学大学院商学研究科『慶應商学論集』編集委員会
Publication year	2014
Jtitle	慶應商学論集 (Keio business and commerce review). Vol.27, No.1 (2014.) ,p.25- 39
JaLC DOI	
Abstract	<p>その解決に10年という年月を要した日本長期信用銀行事件。流れた年月を考えると事件の複雑性を想像してしまうが、当該事件における争点は「公正ナル会計慣行とは何か」という、言葉にしてしまえばシンプルなものであった。しかし、この争点は、解決にあたって、法律学と会計学の双方の観点から考察が必要であることなどから、その言葉以上の複雑性を有する。「慣行」という条文上の文言を巡って、法律実務家と会計実務家の認識の違いもあるようである。本稿では、「公正ナル会計慣行とは何か」という点について、法律学、会計学双方の観点から分析している。その過程では、特に、上記事件における最高裁判決の補足意見、イギリスにおける会計及び監査の規制を参考にして、その正体を明確にすることに努めた。</p> <p>私見としては、ある基準が「公正ナル会計慣行」といえるには期間的、継続的要素、実務上の許容性、明確性が認められる必要があり、それらが認められる場合であっても、真実性の原則の観点から、「公正ナル会計慣行」失格という事態があり得るというものである。</p>
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10088763-20150330-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

公正なる会計慣行の正体 —日本長期信用銀行事件判決を契機として

宇田川 敦史

<要 約>

その解決に10年という年月を要した日本長期信用銀行事件。流れた年月を考えると事件の複雑性を想像してしまうが、当該事件における争点は「公正ナル会計慣行とは何か」という、言葉にしてしまえばシンプルなものであった。しかし、この争点は、解決にあたって、法律学と会計学の双方の観点から考察が必要であることなどから、その言葉以上の複雑性を有する。「慣行」という条文上の文言を巡って、法律実務家と会計実務家の認識の違いもあるようである。本稿では、「公正ナル会計慣行とは何か」という点について、法律学、会計学双方の観点から分析している。その過程では、特に、上記事件における最高裁判決の補足意見、イギリスにおける会計及び監査の規制を参考にして、その正体を明確にすることに努めた。

私見としては、ある基準が「公正ナル会計慣行」といえるには期間的、継続的要素、実務上の許容性、明確性が認められる必要があり、それらが認められる場合であっても、真実性の原則の観点から、「公正ナル会計慣行」失格という事態があり得るというものである。

<キーワード>

日本長期信用銀行事件、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行、会計慣行、真実性の原則、相対的真実

第一 序

原判決及び第1審判決を破棄する。被告人らはいずれも無罪。

こうして、1999年6月に大野木克信頭取ら旧経営陣3名が証券取引法違反や長期信用銀行法違反の容疑で逮捕されたことから始まった事件（日本長期信用銀行事件。以下「長銀事件」とす

る。)は、それから10年という長い年月を経て終焉を迎えた。

流れた年月を考えると事件の複雑性を想像してしまうが、長銀事件における争点は「公正ナル会計慣行とは何か」という、言葉にしてしまえばシンプルなものであった。しかし、この争点は、解決にあたって、法律学と会計学が双方の観点から考察が必要であること、特に長銀事件において争われた会計基準は帰納的に形成されたものではなく、政策に沿って誕生したいわばぼつと出のものであったことなどから¹⁾、その言葉以上の複雑性を有する。「慣行」という条文上の文言を巡って、法律実務家と会計実務家の認識の違いもあるようである。

ここでは、「公正ナル会計慣行とは何か」という点について、長銀事件を参考にして、法律学、会計学双方の観点から分析し、その正体を少しでも明確に出来れば良いと思う。

第二 長銀事件²⁾

一 事件の概要

本件は、平成10年10月に経営破綻した長銀の首脳陣が、バブル経済の崩壊により発生した多額の不良債権を隠ぺいするため、平成10年3月期の決算に際して、5846億円余りの不良債権を過少の2716億円余りに圧縮して計上した内容虚偽の有価証券報告書を作成して大蔵省（当時）に提出するとともに、株主に違法配当したとして起訴された、証券取引法違反（当時。虚偽記載有価証券報告書提出）、商法違反（当時。違法配当）の事案である。

改正前基準	改正後基準
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 改正前基準に従った場合の有価証券報告書	<input type="checkbox"/> 改正後基準に従った場合の有価証券報告書
<input type="checkbox"/> 貸借対照表上、当期末処理損失は2716億1500万円	<input type="checkbox"/> 貸借対照表上、当期末処理損失は5846億8400万円 (関連ノンバンクへの貸出金を取立不能と評価する必要がある。)
<input type="checkbox"/> この未処理損失額を基礎として、任意積立金を取り崩し、1株3円の割合による71億7864万円の利益配当を行った。	<input type="checkbox"/> +違法配当 ↑虚偽記載

1) 会計基準を設定するアプローチには、演繹的なアプローチと帰納的なアプローチがある。桜井久勝『財務会計講義』（中央経済社、2013年）53頁。

2) 詳細な事件内容については、最高裁第二小法廷平成20年7月18日刑集62巻7号2101頁、判例時報2019号10頁等を参照されたい。

二 事件の推移

第1審判決は、公訴事実どおり各犯罪事実の成立を認めて、被告人らに対し執行猶予付き懲役刑を言い渡した。被告人らは控訴したものの、原判決はこれを棄却する判決を言い渡した。これに対し、被告人らは、上告を申し立てた。

三 事件の争点

ここで長銀事件の争点について整理しておきたい。

改正前基準	改正後基準
<ul style="list-style-type: none"> •銀行法 改正前の決算経理基準 •税法基準 不良債権償却証明制度等実施要項 	<ul style="list-style-type: none"> •銀行法 改正後の決算経理基準+早期是正措置制度 •税法基準 不良債権償却証明制度等実施要項

改正前と改正後を比較すると、**銀行法**に関しては、①決算経理基準が改正されていること、②早期是正措置制度が設けられたことが挙げられる。**税法基準**に関しては、改正後基準では、不良債権償却証明制度等実施要項が適用されなくなったということが挙げられる。

長銀事件において、長銀首脳陣は平成10年3月期決算において改正前基準によって処理したのであるが、第1審東京地裁、控訴審の東京高裁は、平成10年3月期決算当時においては、改正後基準に従うことが唯一の公正なる会計慣行であって、改正前基準に基づく会計処理は公正なる会計慣行に反する違法なものであると判断し有罪判決を下したのである。

四 最高裁平成20年7月18日第二小法廷判決³⁾

これに対し、最高裁は、改正前の決算経理基準の下での税法基準に基づく会計処理は、公正なる会計慣行に反する違法なものとは言えないと判断して、控訴審の判断を破棄した。

最高裁は、その理由として、「資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は、特に関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関しては、新たな基準として直ちに適用するには、明確性に乏しかったと認められる上、本件当時、関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関し、従来のいわゆる税法基準の考え方による処理を排除して厳格に前

3) 本判決は、ある会計処理が「公正ナル会計慣行」に反していたか否かについて判断を下した、初めての最高裁判所の公表判決である。平成17年改正前の会計包括規定である商法32条2項等の解釈について、最高裁判所が真正面から論じた。今日の株式会社の会計包括規定である会社法431条の解釈にも適用される極めて重要な意義を有する判決である。本判決の評論については、弥永真生・ジュリスト1371号46頁、片木晴彦・ジュリ別冊205号158頁（会社法判例百選第2版）、岸田雅雄・旬刊商事法務1845号26頁等がある。

記改正後の決算経理基準に従うべきことも必ずしも明確であったとはいえない」という点を挙げた。

第三 解決指針

一 法律学的観点⁴⁾から整理

長銀事件おける争点について、法律学的問題としてまとめると以下のとおりである。

本件では、被告人らは、改正後基準は唯一の「公正なる会計慣行」ではなく、貸出金について取立不能と評価する必要はなかったと主張したのであるが、このような金銭債権の評価については、当時、証券取引法上も商法上も、商法（平成11年法律第125号による改正前のもの）285条ノ4によることになるところ、同条2項では、「取立不能ノ虞」の有無やその「見込額」の算定方法に関する具体的基準を示していないため、その具体的な算定方法については、総則規定である商法（平成17年法律第87号による改正前のもの）32条2項の「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」の規定に従い、「公正ナル会計慣行」によることとなる。そこで、本件当時の貸出金の評価に関する「公正ナル会計慣行」とは何であるかが争われることになった⁵⁾。

関連条文	商法285条ノ4第2項 金銭債権ニ付取立不能ノ虞アルトキハ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ排除スルコトヲ要ス。
	商法32条2項 商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付イテハ会計慣行ヲ斟酌スベシ。
	(会社法431条) 株式会社ノ会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

二 会計的観点からの整理

当時の貸出金の評価に関する会計慣行についてみると、大蔵省銀行局から発出された通達の中に、銀行の会計処理の基準となるべき「決算経理基準」があり、この決算経理基準のもとで、税法基準に従った会計処理を行うこと（旧基準）が、平成9年3月期まで「公正ナル会計慣行」として取り扱われてきた。ここにいう税法基準とは、法人税法上損金算入が認められる限度額にお

-
- 4) 本件争点については、必ずしも法律学的観点と次に述べる会計学的観点とに明確に区別できるわけではないが、一方の目安として、条文に関する問題点を法律学的観点として、会計処理に関する問題点を会計学的観点として検討している。
- 5) 注意を要するのは、長銀事件で問題とされている未処理損失は、一般取引先に対する貸出金ではなく、専ら関連ノンバンクなど長銀の関連親密先とされるものに対する貸出金であることである。

いて、企業会計でも貸出金の償却・引当をすれば足り、損金算入限度額を超えてまで償却・引当の処理をする必要はなく、しかも銀行の関連ノンバンク等に対する貸出金については、母体行主義⁶⁾を背景として、金融支援を継続する限り、貸出金の償却・引当は不要であるというものであった。

ところが、相次ぐ金融機関の経営破綻を契機として、平成8年6月にいわゆる金融3法が成立し、平成10年4月から、金融機関の経営の健全性確保のため「早期是正措置制度」が導入されることとなり、銀行側では、平成10年3月期決算から、資産を自己査定し、貸出金はその回収可能性に応じて分類し、適正な償却・引当を行うことが求められた。そして、大蔵省からは、金融証券検査官あてに、資産査定通達と呼ばれる通達や事務連絡が発出され、前期決算経理基準も改正されるに至った。資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準（新基準）のもとでは、基本的に税法上の基準にとられることなく、経営改善の可能性や資産の実態等に即して、貸出金の実態に応じて有税による償却・引当を実施すべきものとされる。そこで、長銀でも、独自に貸出金に関する自己査定基準を策定し、これにしたがって平成10年3月期決算について、関連ノンバンク等に対する貸出金の資産分類、償却・引当の有無を査定した。そして、その自己査定は、それまでの税法基準によれば、これを逸脱した違法なものとは直ちには認められないものであったが、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準の方向性からは逸脱する内容となっていった。

三 争点

このように、法律学的・会計学的に整理すると、本件の争点は、①改正後基準が、本件当時の唯一の「公正ナル会計慣行」であり、改正前基準はもはや「公正ナル会計慣行」とはいえないのか、②それとも改正前基準も排除されておらず、なお「公正ナル会計慣行」であったのか、ということになる。

第四 検討

ここからは上記争点について、いくつかの視点を示しながら、検討していきたい。

一 会計慣行の誕生—設定主体と強制力の有無

わが国において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の設定主体は、企業会計審

6) 母体行主義とは、一般に、金融機関系列のノンバンクの経営状況が悪化した際、設立母体である金融機関が、融資額を超えても他の金融機関の融資を事実上肩代わりする、というこれまでの慣行を指す。

議会、企業会計基準委員会、日本公認会計士協会である⁷⁾。

公正ナル会計慣行は、すべての会社に適用を求める規範性があるが、そもそも強制力はないと考えられている⁸⁾。しかし、利害関係者が増え、監査が求められるようになると、公正ナル会計慣行を守ることが常態化してくる。公正なる会計慣行に従った決算をすることで、会社の実態を数値で正しく表示して、株主への配当や株式の発行による資金調達といった会社としての本来的使命を達成することができるようになるためである。

したがって、一定規模以上の会社に関しては、公正ナル会計慣行に従うことは、会社としての使命の達成に必須といえ、事実上の強制力をもって、会社決算で公正ナル会計慣行を適用するということになる⁹⁾。

二 会計慣行を巡る解釈

1 法律学的観点からの考察

「慣行」とは、それが形成されるまでに時間を要するのであり、したがって、新基準が慣行化されるまでの相当の期間は、新基準は唯一の基準とならないと解すべきである、とする見解がある¹⁰⁾。これに対して、今後反復・継続される見込みが高ければ、一回目に適用された時点で慣行であると考えて良いとする見解もある¹¹⁾。

このように、法律学的観点から考えると、ある会計基準が公正ナル会計慣行となるには、相当程度期間が必要か、或いは今後の反復・継続性が求められるというのが基本的なスタンスであると思われる。というのも、法解釈としては、文言解釈から入るところ¹²⁾ ¹³⁾、慣行という文言に対しては何らかの期間的、継続的要素を観念せざるを得ないからである¹⁴⁾。

2 会計的観点からの考察

ところが、この法律学的観点からの指摘に対しては会計学的観点（特に会計実務家）からは

7) 監査基準委員会報告書第24号「監査報告」。

8) 伊豫田隆俊等『ベーシック監査論』（同文館出版、2013年）91頁参照。

9) 日本公認会計士協会近畿会 大阪弁護士会・「公正なる会計慣行」の論点整理（以下、「論点整理」とする。）。

10) 岸田雅雄・商事法務1845号30頁。

11) 弥永真生『コンメンタール会社計算規則・商法施行規則』（商事法務、2007年）90頁。

12) 星野英一『【特集・基本用語で学ぶ民法】法律用語・法律概念の重要性とその学び方 インタビュー…』別冊ジュリスト144号10頁等参照。

13) 法律学者以外の学者、例えば監査論学者の文言解釈の姿勢の例としては、八田進二・町田祥弘『逐条解説で読み解く 監査基準のポイント』（同文館出版、2013年）69、85頁等。

14) 例えば、国語辞典では、慣行とは、従来からのならわしとして行われること、という説明がなされている。（広辞苑第6版）

必ずしも賛同が得られないようである¹⁵⁾。

例えば、松本教授は「10年も掛かって最終判断を下されて、公正なる会計慣行はこれこれこうでしたと言ってみたところで、そんなものは10年前にその商取引は終わっているわけで、何の意味もない判断（であり）…たとえ暫定的な形であったとしても、…監査人が…公正なる会計慣行に含まれますと…判断して、監査報告書に書いているのだから、別に裁判所に…わざわざお出まじただく必要はないのではないか」と指摘されている。これは基準と存在してさえいれば、期間や反復・継続性といったことはそもそも考えないというスタンスに立った指摘であると思われる。

3 私見

まず、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣習」といった場合の、一般性判断主体についての認識を紐解く必要があるであろう。松本氏の発言は、一般性判断主体は公認会計士にあると捉えているとあって良いであろう。そして松本氏の「監査報告書に書いているのだから」という発言部分は慣行を基準と捉えているきらいがある。すなわち、会計監査人は、会計監査をして監査報告書を書くことを業としているわけであるが、会社計算規則154条1項2号イで、監査報告書には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠してとあるところ、実際の監査報告書に記載されるのは、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して」となるのである。つまり、会計士の頭の中には慣行という言葉はなく、「基準」という言葉に置き換わっているのである。

会社計算規則	監査報告書
<ul style="list-style-type: none"> 監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨 	<ul style="list-style-type: none"> 当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

しかし上記の通り、条文上「慣行」と規定されている以上、それは「基準」とは違う概念と捉えて良いと思われる¹⁶⁾。



15) 前掲論点整理・関西大学会計専門職大学院教授松本祥尚、公認会計士渡部靖彦発言参照。

16) 例えば、会社法においても「基準」という言葉は他に用いられており（184条等）、明らかに「基準」と「慣行」は別のものといえる。

そして、法律学的観点からは、新基準が「公正ナル会計慣行」に当たるかという点について、文献上、大きくわけて2つの立場が見受けられる¹⁷⁾。一つは、①これまで実務で一度も用いられていないなどの事実経過によれば、新基準は「会計慣行」に当たるものではないとする考え方で、もう一つは、②基準制定の相当性如何により、例外的に慣行性が認められることがあり得るとする考え方である。

まずこの点について検討すると、例えばベンチャー企業が今までにないビジネスを始めた場合を考えると、企業は当然何らかの会計処理をし、(会計監査人設置会社等監査を要求される場合) 監査人(監査法人)による監査を受けることになる。このときの会計処理は、今までどの会社もしたことがないようなことも十分に予想され、たとえそういった場合であっても、監査人(監査法人)は、「当該会計処理は会計慣行にあたらぬ」という判断をすることは考えにくい。その場合であっても、上位基準¹⁸⁾に従って判断していくわけである。そうすると、過去の一度も用いられていないことをもって会計慣行にはあたらぬとする上記①の見解は支持することができない。

そうすると、新基準であっても例外的に慣行性を認める②の考え方が優れていると思われるが、その例外要件についてもどこまで許容するか困難な問題が生じる。ここでは例外要件について2つのアプローチから考えてみたい。

一つは、法解釈統一性の観点からの外形的アプローチである。慣行は民法上の「慣習」(民法92条)と同義であるとされる。そして民法のような法令自体が一つの判断の拠り所として機能している所以は、作成過程で広く関係者からパブリックコメントを求める等するとともに、関係者への周知も含めた手続きが取られることが必要であることにあるといえよう¹⁹⁾。そうであれば、新基準に例外的に慣行性を認めるには、このような作成過程を要求するのが、法解釈統一性の観点からは妥当であるように思われる。この点、長銀事件においては、かかる手続きは行われていなかったといえ、新基準は慣習とはいえないという結論となる。

もう一つは、新基準が適用される当事者間の認識に着目する内面的アプローチである。長銀事件において、金融機関は従来大蔵省銀行局長の通達である決算経理基準に従って会計処理を行ってきた結果、旧基準が「公正ナル会計慣行」となっていたという経緯、実績があり、合わせて、新基準が当該決算経理基準のという形式をとっているのであるからすると、当該新基準について

17) 岩原紳作等『会社法施行5年理論と実務の現状と課題』(有斐閣、2011年)198頁以下、弥永真生『偉業会計と法』(新世社、2001年)39頁以下、岸田雅雄『会社法と会計理論』上村達男編著『企業法制の現状と課題』(日本評論社、2009年)153頁以下。

18) その際の拠り所となるのは「企業会計原則第一 一般原則 一」に定められている真実性の原則であろう。この点については五で詳述する。

19) 法令の制定過程の詳細については、内閣法制局HP (<http://www.clb.go.jp/law/>) 参照のこと。

も金融機関がこれに従うものと推定されるといってよい状況にあったと考えることもできよう。

これらのうち、長銀事件は、従前から銀行業界においては、銀行法上の監督権限を背景とする大蔵省銀行局長の発する通達に沿う形での経理処理が慣行として行われてきたこと、新基準についても、その改正経緯、形態に照らして、銀行業界が新基準に従う方向での経理処理を行っていくであろうことは確実視されていたといえ、全体としてみればそこに期間的、継続的要素を観念することができ、内心的アプローチによる考え方に合理性があると考えたい。

A これまで実務で一度も用いられていないなどの事実経過にとれば、新基準は「会計慣行」には当たらないとする考え方

- ・(A説への批判) 新規ビジネス、資金調達等に対応が出来ない不合理な結論となる。

B 基準制定の相当性如何により、例外的に慣行性が認められることがあり得るとする考え方

- ・a (外形的アプローチ) 法令制定によるか、あるいは新たな基準作成過程で広く関係者からパブリックコメントを求める等するともに関係者への周知も含めた手続が採られることが必要であり、長銀事件においては新基準についてこのような手当ては行われていなかったことから、新基準の慣行性を否定する。
- ・(Ba説への批判) 慣行性判断にあたっては、会計基準が適用される会社の認識をも考慮すべきであり、かかる観点を検討していない。
- ・b (内心的アプローチ) 旧基準が「公正ナル会計慣行」となっていたという経緯、実績があり、新基準が旧基準の「改正」という形式を採っていることから、新基準についても金融機関がこれに従うものと推認されるといえ、新基準の慣行性は是認できる。

三 実務の許容性と明確性

このように考えると、長銀事件における新基準は「慣行」性をクリアできるとも思える。しかし、今まで検討してきたことは、慣行という文言に対しては何らかの期間的、継続的要素を観念せざるを得ない²⁰⁾との観点からのみであった。この、何らかの期間的、継続的要素という観念について、一応の解を導いた次に解決しなければならない点は、期間的、継続的要素が認められればそれだけで直ちに「公正ナル会計慣行」と認められるのかという問題点である。すなわち、新基準が「公正ナル会計慣行」と認められるためには、新基準の内容の合理性と広く実務に受け入れられ実施されることの確実性というような要素も必要なのが問われることになる。

公正ナル会計慣行

時間的、継続的要素

実務上の許容性

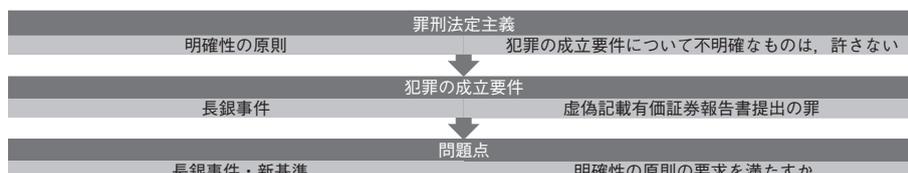
この点に関しては、本件長銀事件が刑事事件として争われていたことから²¹⁾、会計学の観点の

20) 私見。上記第四 二 1 参照。

21) なお、刑事事件判決と同日、最高裁は長銀についての民事事件（長銀に対して公的資金を投入した整理回収機構等から長銀の取締役の責任に関する損害賠償請求事件）においても、取締役の責任を否定した1、2審の判決を是認し、民事責任についても存しないことを明らかにしている。東京地判平成17年5月19日判タ1183号129頁、東京高判平成18年11月29日判タ1275号245頁参照。

みならず、法律学、特に刑法学上の概念である罪刑法定主義の観点からも考察する必要があるといえる。

ここに罪刑法定主義とは、法律により、事前に犯罪として定められた行為についてのみ、犯罪の成立を肯定することができるという考え方をいう²²⁾。同主義からは様々な派生原則が導かれるのであるが²³⁾、長銀事件では特に明確性の原則²⁴⁾(犯罪の成立要件及び法定刑について不明確なものは、許されないとする考え)との関係が問題となる。なぜならば、長銀事件において経営陣等は証券取引法違反として虚偽記載有価証券報告書提出の罪に問われているところ、新基準に反した会計処理をしていることが虚偽ということであり、新基準に反するということが犯罪の成立要件となっているからである。



「公正ナル会計慣行」について期間的、継続的要素を盛り込むとすれば、基本的には、新たな会計基準については、使われてと言って良いであろう。つまり、内容についての実務の許容性が必要であると思われる。この点については法律学の観点からも同様といえ、法治主義の下で「悪法も法なり」と言われていた時代はいざ知らず、現代においては、法は法内容の適正性まで要求されている²⁵⁾。これは、現代社会における服従関係におけるいわば一般原則といっても良いであろう。そうすると、新会計基準においても、実務からの支持がなければ、「公正ナル会計慣行」にはなりえないと考える。

さらに、新会計基準の準拠性を巡り刑事処分を科す際には、上記したように明確性の原則との関係を忘れてはいけなからであろう。かかる原則からすれば、新基準が「公正ナル会計慣行」といえるには、基準としての明確性が要求される。実務の許容性と明確性は、その内容自体は重なることもあるといえそうであるが、それぞれが要求される根拠は異なることから、各々の観点から

22) 団藤重光『刑法綱要総論』(創文社、1990年)41頁、大塚仁『刑法概説』(有斐閣、2008年)54頁以下、山口厚『刑法総論』(有斐閣、2007年)9頁以下参照。

23) 刑事法における類推解釈の禁止、遡及処罰の禁止、絶対的不定期刑の禁止等。

24) 罰則が存在していても、その内容が不明確であれば、何が犯罪であるかが曖昧ではっきりせず、何が具体的に犯罪かが法の適用者により事後的に決せられることになるから、法律主義及び事後法の禁止に反することとなる。

25) 高橋和之『立憲主義と日本国憲法』(有斐閣、2013年)43頁。

の検討が必要であろう²⁶⁾。この観点から、明確性は罪刑法定主義の派生原則として要求されるに限らず、およそ一般原則としての観点からも要求されると考えるべきである。

長銀事件においては、「現に長銀以外の同期の各銀行の会計処理の状況をみても、大手行 18 行のうち 14 行は、長銀と同様、関連ノンバンク等に対する将来の支援予定額については、引当金を計上しておらず、これを引当金として計上した銀行は 4 行に過ぎなかった。」などの事情を挙げた上で、「資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は、特に関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関しては、新たな基準として直ちに適用するには、明確性に乏しかったと認められる」と判示しており、これは私見によるところの実務上の許容性や明確性について判断し、これらの懸念に応えたものといえるであろう。

第五 真実性の原則との関係

一 問題点の整理

こうして、ある基準が「公正ナル会計慣行」といえるには、期間的、継続的要素、実務上の許容性、明確性がそれぞれ要求されるというべきである。

ところが、更に奥深い問題が潜んでいるように思われる。それは企業会計原則において一般原則としてあげられている真実性の原則との関係である。このことは、長銀事件判決において、古田佑紀裁判官²⁷⁾の補足意見において端的に示されている。

すなわち、「もっとも、業績の深刻な悪化が続いている関連ノンバンクについて、積極的支援先であることを理由として税法基準の考え方により貸付金を評価すれば、実態とのかい離が大きくなることは明らかであると考えられ、長銀の本件決算は、その抱える不良債権の実態と大きくかい離していたものと推認される。このような決算処理は、当時において、それが、直ちに違法とはいえず、また、バブル期以降の様々な問題が集約して現れたものであったとしても、企業の財務状態をできる限り客観的に表すべき企業会計の原則や企業の財務状態の透明性を確保することを目的とする証券取引法における企業会計の開示制度の観点から見れば、大きな問題があったものであることは明らかと思われる²⁸⁾。」と指摘されているのである（下線部筆者挿入）。このよ

26) もっとも、実務の許容性が認められれば、明確性も推定されるのではなかろうか。不明確な基準が実務で許容されるとは考えにくい。

27) 古田佑紀裁判官は検事出身の最高裁判所裁判官である。当該補足意見に対しては、「出身母体へのリップサービスと揶揄する声もあるが、そのようなものでは決してなく、会計原則の観点からも問題点を提起した、もっともな指摘であると思われる。

28) 詳細については、前掲判例時報 2019 号 10 頁等を参照されたい。

うに、ある会計基準に従った経理処理が、実態とは多大に乖離している場合、そこには何らかの問題があるのではないだろうか。

そこで、最後に、「公正ナル会計慣行」と真実性の原則との関係を検討することにしたい。

二 私見（小結）—真実性の原則との関係—

真実性の原則とは、「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない」とする原則であり²⁹⁾、他のすべての原則の上位に立つ最高法規と位置付けられている³⁰⁾。

ある「公正ナル会計慣行」に従った会計処理があったとして、その結果が実態（真実）とは大きく乖離する場合、それは真実性の原則に反するのではないかという議論がある。

この点に関して、例えば、イギリスでは、個別の会計基準に従っているか否かを問わず、真実かつ公正なる概観を示さないことが会社法違反にあたるという考えのようである³¹⁾。しかし、日本において、かかる点については、古田裁判官が補足意見として問題点を指摘するにとどまり、法廷意見としては経営陣等の刑事責任を否定している。このことから、「イギリスなどのように、個別の会計基準に従っているか否かを問わず、真実かつ公正なる概観を示さないことが会社法違反にあたるという考え方は我が国の（平成17年改正前）商法や証券取引法の解釈としては採用しないという立場を本判決は採ったものと理解するのが最も無理がない。」と解釈されている³²⁾。

長銀事件では、当時、旧基準の債権評価方法が妥当でないことは明確にされていたようであり、こうなると新基準は慣行性が認められずダメ、旧基準も妥当性が欠けダメということになりそうである。そうであれば、銀行は、基本に戻り、企業の財政状態の真実な報告を提供するという企業会計の目的（真実性の原則）に即して、銀行自ら適切な評価方法に基づき経理処理すべきではなかったではなかろうか。この場合の債権評価に関する「公正ナル会計慣行」は何だと問われれば、それは真実性の原則ということになるであろう。企業からすれば、真実性の原則に照らして会計処理をする必要があり、同原則のもとで、企業自身が相応の根拠をもって基準を設定し会計処理すべきである。そこには企業の裁量が認められ、裁量の範囲内であれば違法との評価は免れる。正当性が否定されていた旧基準に準拠し、真実性の原則を度外視した長銀事件における会計処理は、かかる観点からは大いに疑問が残る。

29) 企業会計原則 第一 一般原則 一

30) 桜井久勝『財務会計講義』（中央経済社、2013年）

31) 前掲ジュリスト1371号47頁

32) 前掲ジュリスト1371号47頁

三 真実性の原則に沿った会計処理の義務付けの是非

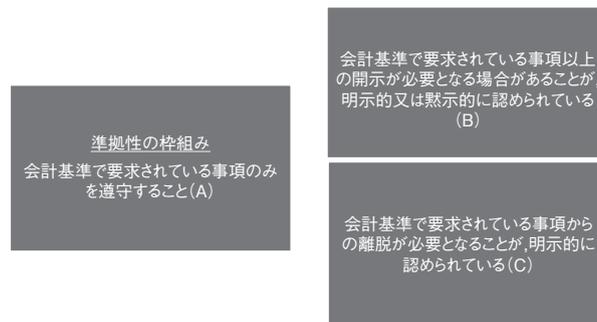
1 イギリスにおける会計及び監査の規制³³⁾

ではこのような、企業に真実性の原則に従った会計処理を義務付けることは可能であろうか。この点について、先に出てきたイギリスの会計制度との関係で検討してみたい。

イギリスの「会計基準に関する趣意書」では、「会計基準は厳格なルールの体系的な法典とすることを意図したものではない。」という認識から、「会計基準を適用すると真実かつ公正な概観を示す妨げとなる」状況が存在することを認め、こうした状況においては会計基準から離脱する正当な理由があるとしている。そして、正当な理由があれば会計基準から「離脱してよい」というのではなく、正当な理由があれば「離脱しなければならない」。そうであるから、真実かつ公正な概観を示すために、会計基準から離脱するということもある。このように、イギリスでは、会計基準に強制力をもたせながらも、その順守をもって免罪符とせず、正当な理由がある場合には会計基準から離脱し、最善と考える会計処理・表示の方法を採用しなければならないとしているのである。

2 日本における財務報告の枠組み

日本の場合、財務諸表等規則において、追加情報の記載³⁴⁾が求められていることから、適正



表示の枠組みが適用されていると考えられている³⁵⁾。(下図 (A) + (B))

このように、イギリスでは、日本と違い、法の規定する個々の要件を遵守することが、かな

33) 田中弘『イギリスの会計制度』(中央経済社、1993年)

34) 財務諸表等規則8条の5 この規則において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

35) 前掲伊豫田隆俊他『ベーシック監査論』134頁以下。

らずしも真実かつ公正な概観を確保することにならないと考えられている（イギリスでは上記（C）まで含む）。このイギリスの会計思考の根幹に流れるものは、コモン・ローの法思考である³⁶⁾。イギリスでは、立法者も会計基準設定者も、成文化されるルールというものは必ずしも完全なものでも網羅的なものでもなく、状況と時代の変化により不適当となることもあるということを十分に認識している。したがって、各規定を適用するにあたっては、個々の要件を現時点の当該状況に適用することが適切であるかどうか、もっと適切な方法がないか、法定の開示情報だけで十分かどうか、もし不十分であるとすればどういう追加情報を開示すべきか、などの点を、「真実かつ公正な概観」という法と会計の目的に照らして慎重に検討しなければならないのである。

3 私見—義務付けの是非との関係—

真実性の原則にいう真実とは、相対的真実を意味し、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って会計が行われるとき、その結果は真実なもののみなされることになる。このため、真実性の原則は、他の全ての原則の上位に立つ最高法規として位置付けられ、相対的真実性の具体的内容は、個々の会計処理や表示に関する原則によって規定されていると考えるのが、通説である。

しかし、長銀事件をきっかけに改めて考えると、この考え方には賛同できない。個々の会計処理や表示に関する原則を守れば真実性が確保されるというのは、フィクションに思えてならない。長銀事件では、少なくとも新旧両基準のもとで考えたとした場合、未処理損失額が3000億円も開きがある。企業が、（新）基準の不明確性を楯に、なんら真実を探究することに努力することなく、（旧）基準に従い実態（真実）と大きく乖離した会計処理をすることは、企業の財務状態をできる限り客観的に表すべき企業会計の原則や企業の財務状態の透明性を確保することを目的とする企業会計の開示制度の観点からすると、許されないと評価すべきである。真実性の原則は、最高法規としてのお飾りではなく、判断基準としての具体的な役割を担うレベルまで押し上げる必要があると考える。

この観点からすると、「公正ナル会計慣行」といえるものであっても、場合によっては、真実性の原則という観点からその終焉が告げられるケースもあり、長銀事件においては、もはや「公正ナル会計慣行」としての役割を終えた旧基準に従って会計処理をした経営陣に対して、義務違反を認めるべきであったように思う。

36) 前掲田中 175 頁以下。

第六 跋

こうして検討してみると、私見としては、ある基準が「公正ナル会計慣行」といえるには期間的、継続的要素、実務上の許容性、明確性が認められる必要があり、それらが認められる場合であっても、真実性の原則の観点から、「公正ナル会計慣行」失格という事態があり得るというものである。この私見に対しては、特に、真実性の原則に対する考えに対して批判があるであろうが、企業の財務状態をできる限り客観的に表すべき企業会計の原則や企業の財務状態の透明性を確保することを目的とする企業会計の開示制度という基本に戻れば、妥当な結論であると思う。

以上